

介護老人保健施設介護予防訪問リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設ふれんず（以下「当施設」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設介護予防訪問リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年6月1日以降から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除が無い限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し介護予防訪問リハビリテーションを利用することができるものとします。又、当施設は本約款、別紙1、別紙2、別紙3の部分に変更が有った場合、変更の差し替えを行い、差し替えの同意を頂く事で前同意書を有効とする事とします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号に要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てる事ができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
 - ② 弁済をする資力を有する事
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責務を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任の他、次の号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行する様に協力すること。
 - ② 訪問利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主催者がいる場合、当施設は祭祀主催者に引取って頂く事が出来ます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対して、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てる事が出来ます。但し第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときには、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、介護予防訪問リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

2 身元引受人も前項と同様に介護予防訪問リハビリテーション利用を解除する事が出来ます。但し、利用者の利益に反する場合はこの限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防訪問リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てる事を求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てる事が出来ない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防訪問リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を当月中に支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは利用者又は身元引受人の指定する者に対して領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収の上、これに応じます。
- 3 当施設は身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収の上これに応じます。但し利用者が反対する意思を示した場合には、その他の利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は閲覧、謄写に応じない事が出来ます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求する為に必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
但し、利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は閲覧、謄写に応じない事が出来ます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、切迫性、非代替性、一時性を検討したうえで施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。当施設では、身体拘束廃止に向けた取組みを身体拘束廃止委員会を中心に行います。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその親族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、介護予防訪問リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置

を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護予防訪問リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当者に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。なお、当施設は、施設総合損害補償に加入しています。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

老人保健施設ふれんず 介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書
(令和6年6月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業所名称	老人保健施設ふれんず
介護保険指定事業所番号	3550880029
開設年月日	平成10年7月1日
管理者名	森脇 征子
事業所所在地	山口県岩国市今津町一丁目11-23
連絡先	電話番号 0827-21-5150 ファックス番号 0827-21-5133
事業所の通常の事業の実施地域	旧岩国市(離島を除く)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態になった場合でも、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持・向上を目指して、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能維持回復、生活機能維持回復を図ることを目的とします。
運営の方針	利用者が要介護状態になることの予防に資するよう目標を設定し、計画的に行います。 事業実施にあたっては、市町村、居宅ケアマネ、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保険医療福祉サービスとの連携に努めます。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休日	日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)、5月5日(日米親善デー)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(4) 事業所の職員体制

職種	常勤	業務内容
管理者	1人	管理業務を行う
医師	1人	医学的観点から情報提供、助言、診療行為を行う
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人以上	リハビリテーションの実施、またその指導を行う

2 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
指定介護予防訪問リハビリテーション	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上をめざします。

3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関名	所在地	電話番号
岩国市医療センター医師会病院	岩国市室の木町三丁目6-12	0827-21-3211
千鳥が丘病院	岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目1-1	0827-63-0231
リフレ前田病院	岩国市玖珂町1887	0827-82-3521
もりわき歯科クリニック	岩国市山手町一丁目16-11	0827-29-2677
三吉歯科医院	岩国市今津町一丁目6-17	0827-23-1809

◇緊急時の連絡先

「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 非常防災対策

防火設備	スプリンクラー、消火器、消火栓、煙感知器、報知器
防火訓練	年2回以上実施（うち1回は夜間想定訓練）
風水害対策	防災対策委員会設置により、市役所担当課・地元自治会と情報交換を行い、相互協力して対応する。

5 虐待の防止のための措置

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

実施内容	① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。 ② 虐待防止のための指針を整備しています。 ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
虐待防止に関する担当者	総務部長

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	担当 田中 植野 豊田 電話番号 0827-21-5150
------------	----------------------------------

<p>【岩国市の窓口】 ①岩国市福祉部福祉政策課指導監査室 (基準違反に関するもの) ②岩国市高齢者支援課(上記以外のもの)</p>	<p>①電話番号 0827-29-5072 ②電話番号 0827-29-2511</p>
<p>【公的団体の窓口】 山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口</p>	<p>電話番号 083-995-1010</p>

7 加入保険

介護老人保健施設総合補償制度 (<http://www.roken.co.jp>)

<別紙2>

介護予防訪問リハビリテーションについて
(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防訪問リハビリテーションについての概要

介護予防訪問リハビリテーションは、通院等が困難な方のご家庭に、理学・作業療法士が直接訪問し、機能回復や維持のため、身体の各部分の訓練（機能訓練）だけでなく、屋内外での歩行訓練のほか、更衣、トイレ動作、食事動作などの日常生活に直結した訓練、および家事動作訓練等を実施しています。また、主治医やケアマネジャー等と連携し、利用者の方の日常生活における自立困難な問題点を分析し、ご家庭で安心して生活が送れるように支援しています。さらに、住宅改修や福祉用具利用のアドバイスや介護相談、介護指導にも応じています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

項目	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問リハビリテーション費 (1回20分以上)	298円	596円	894円

(2) 加算料金 (要件を満たしている場合に加算されます。)

項目	1割負担	2割負担	3割負担	内容等
短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき)	200円	400円	600円	退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に週に概ね2日以上、リハビリテーションを集中的に行った場合。
口腔連携強化加算 (1月につき)	50円	100円	150円	口腔衛生状態及び口腔機能を確認し、歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供を行った場合。
事業所の医師がリハビリテーションの計画の作成に係る診療を行わなかった場合 (1回につき)	-50円	-100円	-150円	計画作成にあたり、事業所の医師ではなく、事業所外の医師が診療等を行った場合に減算する。ただし、入院中リハビリテーションを受けていた方の退院後1か月に限り減算しない。
退院時共同指導加算 (1回につき)	600円	1200円	1800円	入院中の方の退院前カンファレンスに参加し、病院又は診療所と共同して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を行い、その内容を反映させた計画を作成し、サービスを提供した場合。退院につき1回のみ。

利用開始月から起算して12月超(1回につき)	-30円	-60円	-90円	利用開始月から起算して12月を超えた場合は減算する。ただし定期的なリハビリテーション会議を開催し、状態の変化に応じ計画を見直しており、かつ計画書等の情報を厚生労働省に提出し分析されたデータ等必要な情報を活用している場合は減算しない。
サービス提供体制強化加算(I)(1回につき)	6円	12円	18円	勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍している場合。
サービス提供体制強化加算(II)(1回につき)	3円	6円	9円	勤続3年以上のリハビリスタッフが在籍している場合。

(3) その他の費用

通常の事業の実施地域を超えて訪問リハビリテーションを行った場合は、事業の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合は、下記の交通費をいただきます。

片道の距離	交通費(消費税は別途)
3.5 km未満	600円
3.5 km以上 4.5 km未満	700円
4.5 km以上 5.5 km未満	800円
5.5 km以上 6.5 km未満	900円
6.5 km以上 7.5 km未満	1,000円
以下1 km増すごとに100円を加算	

4. 支払い方法

利用料、その他の費用の請求方法等	毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、当月中にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
お支払方法	①窓口でのお支払い ②指定口座への振込 ③口座振替

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和4年4月1日現在)

老人保健施設ふれんずでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供